

(資料1)

大牟田市町界町名整理審議会

《 資 料 》

令和8年10月8日(木)
場所：北別館4階 第2会議室

企画総務部 公共施設マネジメント推進課

町界町名整理審議会式次第

- 1 辞令交付
- 2 市長挨拶
- 3 委員及び事務局の紹介
- 4 町界町名変更手続等の説明
- 5 開 会（定足数の発表）
- 6 会長、副会長の選任
- 7 会長、副会長挨拶
- 8 諮問書の提出
- 9 事業概要及び字の区域の変更概要説明
- 10 現地視察
- 11 審議・答申
- 12 閉 会

《 目 次 》

1	大牟田市町界町名整理審議会委員名簿 …	1 頁
2	大牟田市付属機関設置条例 ……………	2 頁
3	町界町名変更の手續 ……………	5 頁
4	町界町名及び地番整理の基本方針 ………	6 頁
5	関係法令抜粋 ……………	9 頁
6	本市における町界町名整理の沿革概要 …	15 頁

大牟田市町界町名整理審議会委員名簿

(委 員) 12名

順不同／敬称略

区 分	氏 名	所 属
(1) 学識経験を有する者	藤原 ひとみ	大牟田市都市計画審議会
	梶原 伸介	大牟田市文化財保護審議会
	井形 陽一	大牟田市校区コミュニティ連絡協議会
(2) 関係行政機関の職員	古原 寛	福岡法務局柳川支局
	吉浦 洋周	大牟田警察署
	大久保 邦将	福岡県南筑後県土整備事務所
(3) 対象地区の住民	中島 照章	釈迦堂地区土地改良区
	古賀 六紀	
	中島 明彦	
	中島 元彦	
	中島 昭治	
	中島 之貴	吉野総合まちづくり協議会

大牟田市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により本市に設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担任意務)

第2条 市長の附属機関として別表第1に掲げる機関を、大牟田市教育委員会の附属機関として別表第2に掲げる機関を設置する。

2 附属機関の担任意務は、別表第1及び別表第2（以下これらを「附属機関の表」という。）担任意務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、附属機関の表委員の定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、附属機関の表委員の構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関（以下「執行機関」という。）が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、附属機関の表委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 執行機関は、委員が心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(会長等及び副会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）各1人を置く。ただし、執行機関が執行機関の規則（以下「規則」という。）で定める附属機関については、副会長等を置かないものとする。

2 会長等及び副会長等は、委員の互選により定める。

3 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長等は、会長等を補佐するものとする。

- 5 副会長等（第1項ただし書の規定により副会長等を置かない附属機関にあつては、会長等があらかじめ指名する委員）は、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 附属機関の会議は、会長等が招集し、その議長となる。

- 2 附属機関の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席した委員（次条の規定により当該議事に参与することができない委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が規則で定める附属機関については、執行機関が規則で定める方法により決するものとする。
- 4 会長等は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（除斥）

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その議事に参与することができない。

（部会）

第8条 附属機関の担任事務のうち特定又は専門の事項を審議等させるため、執行機関が規則で定める附属機関に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから会長等が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長等が指名する者をもって充て、又は部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 第6条（第3項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。
- 7 部会長は、次項に規定する場合を除き、部会における審議等の経過及び結果を附属機関の会議において報告しなければならない。
- 8 執行機関が規則で定める附属機関については、部会の議決を当該附属機関の議決と

するものとする。この場合において、当該部会の議決の方法は、当該附属機関の議決の例による。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 附属機関の庶務は、市長の附属機関にあつては別表第1庶務の欄に掲げる部、大牟田市教育委員会の附属機関にあつては大牟田市教育委員会事務局においてそれぞれ処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

付 則 (令和8年9月16日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条—第4条・第10条関係)

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務
大牟田市町界町名整理審議会	町及び字の名称の変更並びに区域の新設、変更及び廃止その他町界町名の整理に関し必要な事項について調査審議すること。	16人	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 対象地区の住民	任命の日から2年(対象地区の住民にあつては、当該対象地区に係る調査審議の終了まで)	企画総務部

町界町名変更の手続

1 地方自治法

〔市町村内の町又は字の区域〕

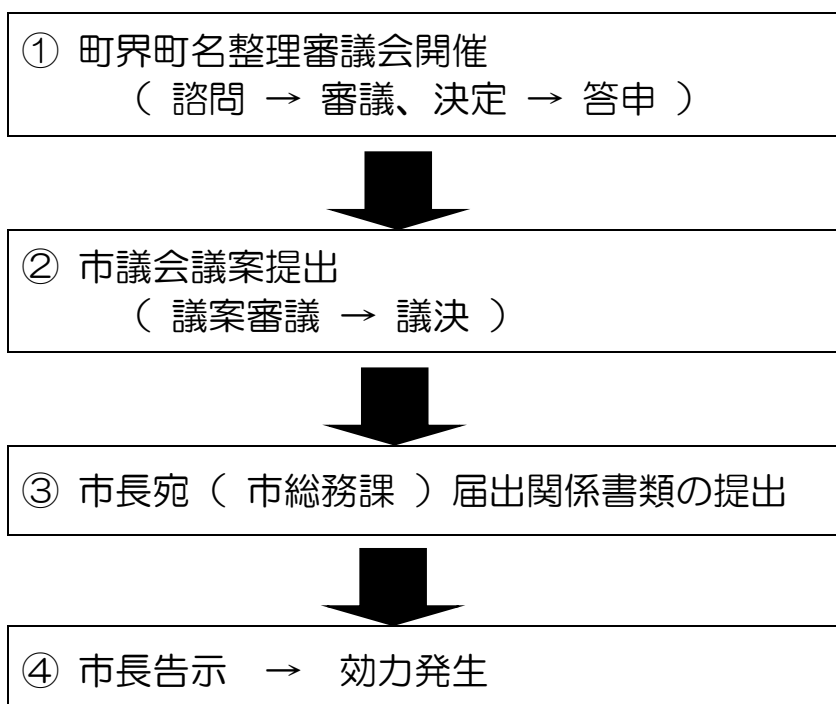
第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

2. 事 務 手 続

事務手続きに係るフロー図



町界町名及び地番整理の基本方針

（町界町名の整理）

1. 整理区域

町界町名整理については、下記の 7 項目の場合に実施することとなるが、整理区域については実施しようとする目的・趣旨に基づく区域内のみとする。

ただし、現地の状況によりやむを得ず整理必要な地区については、一部地区外にわたり整理するものとする。

- （１）土地改良事業を実施する場合。
- （２）土地区画整理事業を実施する場合。
- （３）住居表示を実施する場合。
- （４）国土調査を実施した場合。
- （５）新たに生じた土地を確認した場合。
- （６）境界変更により他市町村の区域が編入された場合。
- （７）（１）から（６）に掲げるほか、大規模な宅地造成、飛地の整理等行政上の必要がある場合。

2. 町割の方法

町割は、路線式、街区式、結合式があるが、整理しようとする区域内の現状等により、明瞭かつ必要な線をもって町界とする。

3. 町名の選択

- （１） 町名の選択は、住民の生活に直接・間接的に影響を与えることとなるため、なるべく従来の町名（公称、通称共）に準拠し、整理により混乱を最小限に止めるよう考慮し、由来あ

るもの、語調のよいもの、親しみ深いもの等を選択採用し、全市を通じて同一町名、類似町名はできる限り避けるようにする。

- (2) 新たに町名を設定する場合、漢字を用いるときは当用漢字を用いる等、読みやすく簡明なものとする。

4. 町（丁目）の境界

町（丁目）の境界は、原則として道路、河川、水路、鉄道をもって当てる。

ただし、現地の状況によりやむを得ない場合は、土地の状況に応じ定める。

5. 丁目の数とその配列

丁目の数は、記憶しやすく、わかりやすい範囲内に止めるものとする。

更に配列は、本市の中心を五月橋付近に定め、これを起点に近いものから丁目を定める。

6. 町（丁目）の面積

町（丁目）の面積は、隣接地域の状況及び将来の発展性等を考慮して定める。

（地番の整理）

1. 地番方式

地番を定める場合は、平行式、回転式、蛇行式、奇数振分式、奇偶連続千鳥式等がある。

2. 地番区域

地番区域は、不動産登記規則第97条に基づき定める。

（不動産登記規則）

第97条 地番区域は、市、区、町、村、字又はこれに準ずる地域をもって定めるものとする。

3. 地番の定め方

地番の定め方は、不動産登記規則第98条により定める。

（不動産登記規則）

第98条 地番は、地番区域ごとに起番して定めるものとする。

2 地番は、土地の位置が分かりやすいものとなるように定めるものとする。

関係法令抜粋

地方自治法施行令

(土地区画整理事業の施行地区についてする処分の効力)

第179条 地方自治法第260条第1項の規定による処分で、旧耕地整理法（明治42年法律第30号）による耕地整理、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（換地処分を伴うものに限る。）、土地区画整理法による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、旧耕地整理法第30条第4項の規定による換地処分の認可の告示の日、土地改良法第54条第4項（同法第89条の2第10項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があった日の翌日又は土地区画整理法第103条第4項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告があった日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

土地区画整理法

(換地処分)

第 103 条 換地処分は、関係権利者に換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

2 換地処分は、換地計画に係る区域の全部について土地区画整理事業の工事が完了した後において、遅滞なく、しなければならない。ただし、規準、規約、定款又は施行規程に別段の定めがある場合においては、換地計画に係る区域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができ

3 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。

5 換地処分の結果、市町村の区域内の町又は字の区域又は名称について変更又は廃止をすることが必要となる場合においては、前項の公告に係る換地処分の効果及びこれらの変更又は廃止の効力が同時に発生するように、その公告をしなければならない。

6 換地処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

土地改良法

(換地処分)

第54条 換地処分は、当該換地計画に係る土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、その換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

2 換地処分は、当該換地計画に係る地域の全部について当該土地改良事業の工事が完了した後において、遅滞なくしなければならない。ただし、当該土地改良事業の計画に別段の定めがある場合においては、当該換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

3 土地改良区は、換地処分をした場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合には、遅滞なく当該換地処分があった旨を公告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公告をした場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に通知しなければならない。

6～7 (略)

(国又は都道府県の行う換地処分等)

第89条の2 農林水産大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業（これらの土地改良事業のうち、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行う土地改良事業を除く。）について、その事業の性質上必要があるときは、その土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定めなければならない。

2～8（略）

9 換地処分は、農林水産大臣又は都道府県知事が、当該換地計画に係る土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、その換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

10 前項の換地処分については、第54条第2項及び第4項から第7項まで並びに第54条の2から第55条までの規定を準用する。この場合において、第54条第4項中「都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合」とあるのは「農林水産大臣又は都道府県知事は、換地処分をした場合」と、「当該換地処分があった旨」とあるのは「その旨」と、同条第5項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣又は都道府県知事」と、同条第6項中「第1項の換地処分、第3項の規定による届出」とあるのは「第89条の2第9項の換地処分」と、第54条の3中「土地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と、第55条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と読み替えるものとする。

11～14（略）

不動産登記法

(地番)

第35条 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域(第39条第2項及び第41条第2号において「地番区域」という。)を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならない。

不動産登記規則

(行政区画の変更等)

第92条 行政区画又はその名称の変更があった場合には、登記記録に記録した行政区画又はその名称について変更の登記があったものとみなす。字又はその名称に変更があったときも、同様とする。

2 登記官は、前項の場合には、速やかに、表題部に記録した行政区画若しくは字又はこれらの名称を変更しなければならない。

(地番区域)

第97条 地番区域は、市、区、町、村、字又はこれに準ずる地域をもって定めるものとする。

(地番)

第98条 地番は、地番区域ごとに起番して定めるものとする。

2 地番は、土地の位置が分かりやすいものとなるように定めるものとする。

戸籍法施行規則

（行政区画等の変更）

第45条 行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更があったときは、戸籍の記載は、訂正されたものとみなす。ただしその記載を更正することを妨げない。

住民基本台帳法

（市町村長等の責務）

第3条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

3～4（略）

（住民基本台帳の作成）

第6条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2～3（略）

本市における町界町名整理の沿革概要

1. 明治22年4月1日

町村制が施行され、それに伴って大牟田、稲荷、横須、下里の隣接4ヶ村が合併して大牟田町となった。

それによって旧村名を大字に改称し、旧集落はすべて小字とした。

当時の世帯数は2,017戸、人口11,295人。

2. 大正6年3月1日

市制施行。大牟田市となる。

3. 大正8年9月1日

市制施行によって、従来の大字及び小字名を全廃して、新たに町名を設定した。

4. 昭和4年4月1日

三川町が大牟田市に合併。

この時の世帯数19,421戸、人口102,530人。

5. 昭和7年4月1日

三川町の大字、小字名を廃止し、新たに町名を設定。

6. 昭和16年4月1日

三池町、駛馬町、銀水村、玉川村の4ヶ町村が大牟田市に合併。

この時の世帯数34,308戸、人口179,338人。

7. 昭和30年6月1日

旧駛馬町区域は、大字、小字を廃止し、町名を設定し、地番の変更をする。

8. 昭和41年8月2日

大牟田都市計画白金土地区画整理事業により、施行地区5.5haについて町界町名地番変更をする。

9. 昭和48年7月1日

大字白川の一部区域96.2haは、大字、小字を廃止し、町名を設定し、地番変更をする。

10. 昭和50年7月1日

大牟田都市計画三川土地区画整理事業により、第1工区32.41haについて、町界町名地番変更をする。

11. 昭和51年8月1日

大牟田都市計画復興土地区画整理事業により、施行地区284.26haについて、町界町名地番変更をする。

12. 昭和56年11月1日

大牟田都市計画通町土地区画整理事業により、施行地区22.70haについて、町界町名地番変更をする。

13. 昭和60年11月9日

土地改良事業の施行に伴い、大字勝立地区3.91ha、大字四箇地区4.70ha、及び大字岩本地区23.03haの字界地番の変更をする。

14. 平成元年8月16日

土地改良事業の施行に伴い、大字四箇（湯谷地区14.4ha）の字界地番の変更をする。

15. 平成2年3月24日

土地改良事業の施行に伴い、大字四箇（川床地区10.7ha）の字界地番の変更をする。

16. 平成3年3月1日

大牟田都市計画三川土地区画整理事業により、第2工区19.7haの町名地番の変更をする。

17. 平成3年3月1日

土地改良事業施行に伴い、大字上内、岩本（上内南部地区5.4ha）及び大字櫟野、教楽来（教楽来地区11.4ha）の字界地番の変更をする。

18. 平成6年5月12日

土地改良事業施行に伴い、大字上内（上内北部地区16.5ha）の字界地番の変更をする。

19. 平成10年12月11日

地域振興整備公団による大牟田テクノパーク造成事業に伴い、大字四箇（66.5ha）の字界及び名称の変更をする。

※四箇新町一丁目、二丁目、三丁目の設定

20. 平成12年6月23日県知事告示（換地処分の公告は未定）

土地改良事業の施行に伴い、大字宮崎（隈地区3.05ha）の字界地番の変更をする。（換地処分の公告があった日の翌日から効力は発生する）

21. 平成13年3月13日

土地改良事業の施行に伴い、高田南部開地区（248ha）の字界地番の変更をする。

22. 平成14年2月26日

土地改良事業の施行に伴い、宮崎地区（38.8ha）の字界地番の変更をする。

23. 平成15年3月29日

大牟田都市計画上官土地区画整理事業により、施行地区5.9haについて、町界町名地番変更をする。

24. 平成25年3月27日

大牟田都市計画事業新大牟田駅周辺土地区画整理事業により、施行地区8.7haについて、町界町名地番変更をする。